

申請から利用まで

1. 申請（家族や担当ケアマネジャーなどの代理申請も可能です。）

以下の提出が必要です。

- ①高齢者等緊急通報システム利用申請書（様式第1号）
- ②高齢者等緊急通報システム利用確約書（様式第2号）
- ③高齢者等緊急通報システム利用における同意確認書
- ④緊急通報システム設置見取り図
- ⑤承諾書（協力員が記入）

2. 利用決定

市から通知します。

高齢者等緊急通報システム利用決定通知書

3. 機器設置の日程調整

市から利用者へ設置工事の日程の連絡をします。希望日がありましたら、お伝えください。

4. 設置・利用開始

調整した日時に業者と市の担当職員が訪問し、機器を取り付けます。

機器の操作方法や、注意点の説明を行いますので、協力員にも同席をお願いします。

対象者

市内に住所を有し、安否確認等の必要があり、以下に該当する方

- ・在宅の65歳以上の高齢者のみの世帯に属し、虚弱または病弱な方
- ・岩沼市障害者日常生活用具給付事業実施要綱に基づき機器の給付を受けた方

対象になるか悩んだ場合は
まず相談してください。

利用料金

設置や取り外しにかかる費用や機器の貸与料は**無料**です。

【問合せ】

高齢者の方は…

岩沼市介護福祉課 高齢者活躍支援係
岩沼市里の杜3丁目4番15号
岩沼市総合福祉センター内
☎ 0223-24-3016

障害者の方は…

岩沼市社会福祉課 障害福祉係
岩沼市桜1丁目6番20号
☎ 0223-22-1111
(内線356・357)

岩沼市高齢者等 緊急通報システム

急病や事故などの突発的な事態に備え、安心して在宅生活を送れるよう緊急通報システムを利用してみませんか？



緊急通報機器について



本体



ペンダント

身体の異常が発生したときなどの緊急時に押してください。受信センターに通報されます。



不動通報機器

普段生活している部屋や廊下などに取付け、24 時間以上反応がない場合、自動で受信センターに通報します。

緊急通報システムはNTTの電話回線を利用します。NTTの電話回線ではない場合も利用できる場合がありますので、申請時に回線の種類を申し出てください。

また、固定電話がない方は携帯型の端末がありますので、ご相談ください。

通報の流れ

